

肝がん・重度肝硬変医療費助成制度

1 制度の目的

HBV・HCV への感染を原因として、肝がんや重度肝硬変（非代償性肝硬変）に進行することがあります。

肝がんや重度肝硬変により高額な医療費を繰り返し負担している方について、費用助成により治療を受けやすくするとともに、最適な治療を選択できるようにするための研究促進を目的としています。

2 概要

申請に基づき県から対象者に参加者証を交付し、対象医療費を助成しています。

HBV・HCV が原因の肝がんや重度肝硬変で繰り返し高額な医療を受けている方は、医療機関や県にご相談ください。

対象者	次のすべてを満たす方が対象です。	
	①HBV・HCV による肝がん・重度肝硬変と診断された方	
	②医療保険に加入している方	
	③年収約370万円以下であり、下表の年齢区分に応じた所得区分に該当する方	
	年齢	対象区分※申請前までに確認してください
70歳未満	高額医療費制度の限度額適用認定証等の所得額の適用区分が「エ」または「オ」	
70歳以上 75歳未満	高齢者受給者証の一部負担割合が2割	
75歳以上	後期高齢者医療被保険者証の一部負担額が2割または1割	
④広島県に住民票のある方		
⑤本研究に協力することに同意していただける方		
⑥申請する月以前の24月以内に、既に1月以上高額療養費の算定基準額を超えた方		

VI 肝疾患に関する制度

	※肝がん・重度肝硬変の入院又は肝がん通院治療（分子標的薬を用いた化学療法等）
対象医療	<p>HBV・HCV による肝がん・重度肝硬変の治療に係る、次のすべてに当てはまる医療。</p> <p>①保険適用の医療</p> <p>②入院関係医療 または 外来関係医療※</p> <p>※ 分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療と、これらの医療を受けるために必要な医療</p> <p>③県指定の医療機関・薬局で受けた医療</p>
助成期間	<p>1 年間または直近の 7 月末日まで。 （要件を満たす場合、更新ができます）</p> <p>ただし、助成期間で、かつ過去 24 月以内に高額療養費算定基準額に達する医療を受けた月数が 2 月目以降に助成を受けられます。</p>
自己負担額	<p>ひと月あたりの自己負担限度額は 1 万円です。</p> <p>※ 複数の医療機関を受診したときや月の途中で保険証が変わったときなど、1 万円を超える場合があります。</p> <p>※ 助成対象外の医療がある場合には 1 万円以上支払うことになります。</p>
助成方法	<p>○入院治療</p> <p>原則として、窓口で助成を受けられます。 （支払額が 1 万円までになります）</p> <p>ただし、複数の医療機関を受診した場合や対象外の医療も受けている場合は、この金額でない場合があります。</p> <p>○外来治療</p> <p>窓口では通常のとおり支払い、後日、県に償還払い請求（54 ページ）してください。</p>
その他	<p>他の都道府県にお住まいの方は、その都道府県で助成が受けられるので、各都道府県にお問い合わせください。</p>

3 助成を受けるための手続きなど

(1) 参加者証交付までの流れ

〔新規申請の場合〕

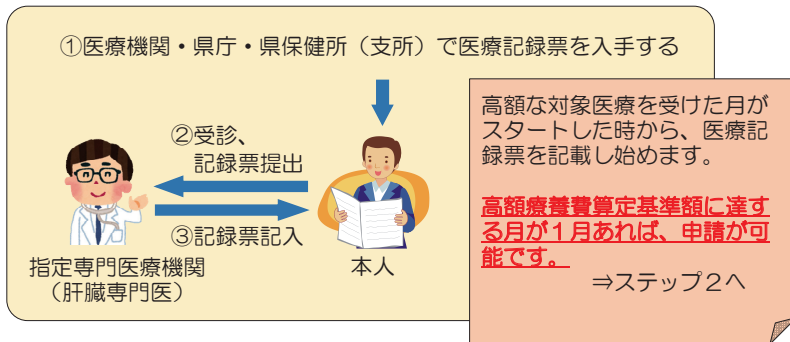
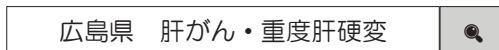
【ステップ1】

高額な対象医療を受けた始めた月があれば、医療記録票を入手し、記録を開始しましょう。

まず、医療記録票を入手し、指定専門医療機関を受診の際に、記録票に記入してもらってください。

医療記録票は、医療機関や県庁・県保健所（支所）で配布しています。**高額療養費算定基準額に達する医療を1月以上受けていれば、申請が可能です。**

※ 記録票は県ホームページから印刷もできます。



【ステップ2】

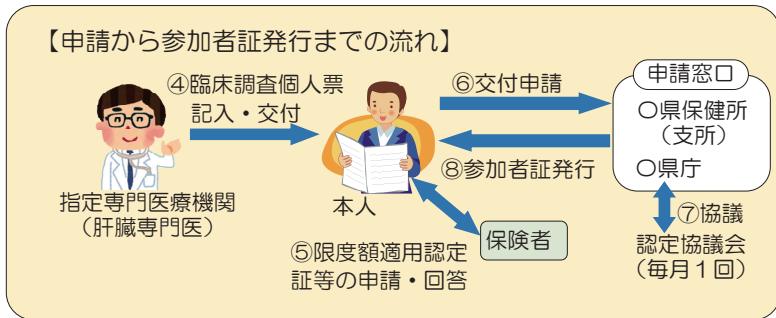
高額な対象医療を受けた始めた月が1月あれば、申請に必要

な書類を揃えて申請を行います。

申請の際には、48 ページの2 概要「対象者」③（年収約370万円以下であり、年齢区分に応じた所得区分に該当する方）であることを確認の上、次に挙げる「新規申請に必要な書類」を揃えます。

指定専門医療機関の医師に④臨床個人調査票を作成・交付から⑧参加者証発行までの流れは、以下の図の通りです。

申請から交付までに、2～3か月かかります。



○ **新規申請に必要な書類**

※以下の情報は令和8年3月時点での情報です。今後、申請に必要な書類等が変更になる場合があります。申請される際は、広島県ホームページで申請情報をご確認いただくか、県業務課 肝炎対策グループまでお問い合わせください。

書類の種類（全員必要なもの）	入手先
① 様式第1号 交付申請書	県庁薬務課、 県保健所 (支所)
② 様式第2号 臨床調査個人票及び同意書 ・臨床調査個人票は指定医療機関で記載します ・同意書は原則として患者本人が書いてください	
③ 様式第9-1、2号 医療記録票のコピー	
④ 所得区分照会に係る同意書	

VI 肝疾患に関する制度

<p>⑤ 申請者の限度額適用認定証等の適用区分を確認することができるもの※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>限度額適用認定証</u>または<u>限度額適用・標準負担額減額認定証</u>のコピー ・ <u>マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」を含むの画面のスクリーンショット</u>のコピー 	<p>加入保険者、お住まいの市(区)役所、町役場</p>
<p>⑥ 患者本人に関する記載のある住民票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得から概ね3か月以内のもの 	<p>お住まいの市(区)役所、町役場</p>
<p>(⑦月額管理票のコピー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎治療受給者証を持っている場合のみ 	<p>—</p>

※ 70歳以上75歳未満で所得区分「一般所得」(Ⅲ)の場合、⑤の限度額適用認定証は発行されません。その場合は、以下の資料を提出して提出してください。

確認点	提出資料
<p>高齢者受給者証の負担割合が2割であること</p>	<p>「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のコピー</p>
<p>医療記録票及び請求書等による医療費が右の金額に到達していること</p>	<p>自己負担限度額が以下の金額に到達していることがわかる資料(医療記録票、医療費請求書等)</p> <p>(入院) 57,600円[多数回の場合は44,400円]</p> <p>(外来) 18,000円</p>

交付決定した方には、県から参加者証を送付します。肝がんや重度肝硬変に関する治療を受ける際に**必ず医療機関や薬局に提示**してください。

参加者証を忘れたり外来治療を受けたりして自己負担額より多く支払った場合、次のページの償還払い請求をしてください。

※ **外来治療は窓口では助成を受けられず、必ず償還払い**となるの

ご注意ください。

更新

高額な対象医療を受けた月数が24月で1月以上あれば更新申請ができます。

この間に高額療養費算定基準額に達する対象医療を受けた月数が1月以上あることを確認してください。

ご不明な点があれば、県薬務課肝炎対策グループにご相談ください。

○ 更新申請に必要な書類

新規申請と同じ書類の内、臨床調査個人票以外を提出してください。申請は、県庁または県保健所（支所）で受け付けています。

※以下の情報は令和8年3月時点での情報です。今後、申請に必要な書類等が変更になる場合があります。申請される際は、広島県ホームページで申請情報をご確認いただくか、県薬務課肝炎対策グループまでお問い合わせください。

書類の種類（全員必要なもの）	入手先
① 様式第1号 交付申請書	県庁薬務課、 県保健所 （支所）
② 様式第9-1、2号 医療記録票のコピー	
③ 所得区分照会に係る同意書	
④ 現在の参加者証のコピー	—
⑤ 申請者の限度額適用認定証等の適用区分を確認することができるもの※ ・限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証のコピー ・マイナポータルからアクセスできる医療保険の「限度額適用認定証関連の情報」を含む画面のスクリーンショットのコピー	加入保険者、 お住まいの 市(区)役所、 町役場
⑥ 患者本人に関する記載のある住民票	お住まいの 市(区)役所、 町役場

VI 肝疾患に関する制度

(⑦月額管理票のコピー) ・肝炎治療受給者証を持っている場合のみ	—
-------------------------------------	---

※ 70歳以上75歳未満で所得区分「一般所得」(Ⅲ)の場合、⑥の限度額適用認定証は発行されません。その場合は、以下の資料を提出して提出してください。

確認点	提出資料
高齢者受給者証の負担割合が2割であること	「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のコピー
医療記録票及び請求書等による医療費が右の金額に到達していること	自己負担限度額が以下の金額に到達していることがわかる資料(医療記録票、医療費請求書等) (入院) 57,600円[多数回の場合は44,400円] (外来) 18,000円

● MEMO ●

(2) 償還払い請求（医療費支給申請）

参加者証を忘れたり外来医療を受けたりして自己負担額より多く払った金額については、県に請求（償還払い請求）することで返ってきます。

外来治療は窓口では助成を受けられず、必ず償還払いとなるので手続きが必要となります。

償還払い請求に必要な書類は次のとおりです。
提出書類は、月ごとにまとめて提出してください。

書類の種類	入手先
① 様式第 10 号 償還払い請求書	県庁、県保健所(支所)
② 限度額適用認定証等のコピー	—
③ 参加者証のコピー	
④ 様式第 9-1、2 号医療記録票のコピー (高額療養費算定機銃を超えた月が、助成を受けたい月を含む過去 24 月以内に既に 2 月以上あることが記録されているもの)	
⑤ 様式第 12 号 高額療養費にかかる同意書	医療機関、薬局
⑥ 振込先金融機関のわかる書類 (預金通帳のコピー等)	
⑦ 請求する月に受診した <u>全ての医療機関</u> や <u>薬局</u> が発行した領収書・診療明細書	医療機関、薬局
⑧ 肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療）をお持ちの方は、償還払いを受けた月の「肝炎治療自己負担限度月額管理票」のコピー	

VI 肝疾患に関する制度

【注意事項】


- 通院医療については、医療機関の窓口で1万円にはなりません。償還払いの手続きが必要です。
- 申請から入金までに、数か月かかります。
- 県へ提出された書類に不明点があった場合、医療機関・薬局・加入保険者等へ県から直接確認を行う場合があります。
- 対象外医療の医療費については、除外して算定します。
- 複数の医療機関に入院した場合など、合計1万円以上支払うことがあります。（この場合、県に請求してもお金が返ってこない可能性があります。）
- 高額療養費については、別途、加入している保険者に申請が必要です。

● MEMO ●

(3) その他の手続き

手続きの種類	申請・届出書類	添付書類
受給者情報の変更 (氏名、住所、医療保険)	様式第3号 変更届	参加者証（原本） 変更内容を証明する 書類
参加者証の紛失・破損 ・汚損など	様式第5号 再交付申請書	参加者証（原本） ※紛失の場合は不要
本事業への参加を 止めるとき	様式第7号 参加終了申請書	参加者証（原本）

申請に必要な様式は、県ホームページからも入手できます。

広島県 肝がん・重度肝硬変 



肝がん・重度肝硬変医療費助成制度の申請・お問合せ先
 県庁薬務課肝炎対策グループ（☎082-513-3078）
 県保健所（支所）（73 ページ参照）